

「東京都動物愛護管理推進計画」の概要

計画改定の基本的考え方

1 位置付け

- 根拠法令等
 - ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）第6条
 - ・ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（条例）第2条
 - ・ 動物の愛護及び管理に関する基本的な指針（基本指針）
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった、動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間 平成26～35年度の10年間（5年後を目途に見直し）

2 改定の背景

- 前計画(平成19年～28年度)の中間見直し
- 動物愛護管理法及び基本指針の改正(平成25年9月施行)
(終生飼養の徹底、動物取扱業者の規制強化等)
- 東京都動物愛護管理審議会答申(平成26年1月)
「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」

3 改定の考え方

- 法令等の改正や前計画のこれまでの取組を検証し、明らかになった課題に対応するため、施策展開の方向を4つに整理
- ★ 主な課題
 - ・ 致死処分数の更なる減少を目指した譲渡拡大の仕組みづくり
 - ・ 多頭飼育問題の効果的解決に向けた連携体制の構築
 - ・ 規制強化に伴う動物取扱業者に対する監視指導の徹底
 - ・ 避難所への同行避難等災害時の動物救護体制の充実 等
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都がそれぞれの役割に主体的に取り組みながら、一層の連携・協働により、効果的に施策を展開

施策展開の方向と具体的な取組内容

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
 - 安易な飼養防止 ○ 飼い主責任の徹底 ○ 相談窓口機能の充実
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
 - 登録・狂犬病予防注射接種率の向上 ○ こう傷事故の未然防止
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
 - 区市町村における関係部署の連携体制の構築
 - 区市町村と関係団体・関係機関とのネットワーク構築
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
 - 区市町村と動物愛護推進員等との連携推進 ○ 研修の充実
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策8 動物取扱業の監視強化
 - 動物取扱業に関する規制の周知 ○ 動物販売業者への監視指導の強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
 - 業態に応じた監視指導 ○ 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
 - 飼い主等に対する監視指導の強化
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
 - 畜産業者等への指導 ○ 実験動物施設への普及啓発

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
 - ボランティア団体等との連携拡大、支援 ○ 譲渡制度の普及啓発
- 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保
 - 動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進
 - 収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換の検討

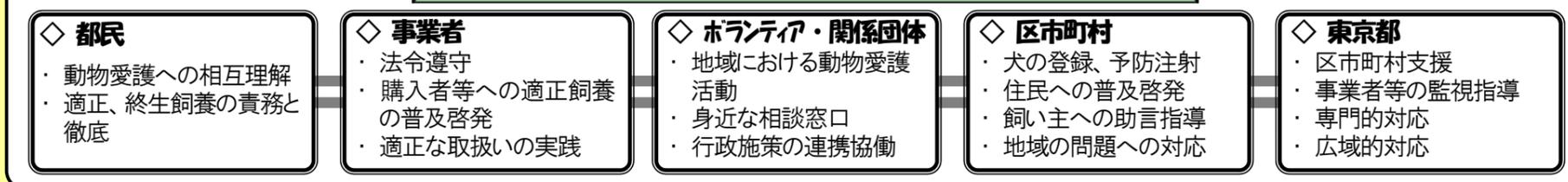
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 施策14 動物由来感染症への対応強化
 - 動物由来感染症の発生に備えた連携体制の強化
- 施策15 災害時の動物救護体制の充実
 - 災害時の動物救援機能等の強化
 - 区市町村と動物救護ボランティアとの連携の推進

具体的な数値目標

指標	目標（平成35年度）
動物の引取数	平成24年度比 15%削減 〔平成18年度比 70%削減 平成16年度比 75%削減〕
動物の致死処分数	平成24年度比 20%削減 〔平成18年度比 75%削減 平成16年度比 80%削減〕
犬の返還・譲渡率	85%以上に増やす
猫の返還・譲渡率	20%以上に増やす

動物愛護管理を効果的に推進するために（役割と連携・協働）



15の施策を積極的に推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す
Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH:ハルス)